

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百十三号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年三月二十四日  
農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 広島県庄原市掛田町字滝谷五一〇二、五一〇五の一、五一〇六

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百十四号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年三月二十四日  
農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 広島県三次市三和町上巻字高筋一、二二二の一、二二二一四の一、二二二一七、二二二一八の二、二二二二〇

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百十五号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年三月二十四日  
農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市の石字戸下七七五の六六、七七五の六七、七七五の六九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次伐の森林については、主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百十六号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年三月二十四日  
農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場字岸上二一九四、二一九五の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次伐の森林については、主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百十七号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年三月二十四日  
農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字峯前八五四の二(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 次の図及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百十八号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年三月二十四日  
農林水産大臣 江藤 拓

一 解除に係る保安林の所在場所 兵庫県小野市池尻町字間谷六三〇の五一、六三〇の五二

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

三 解除の理由 指定理由の消滅

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図に示す部分に限る。

○国土交通省告示第四百九号  
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、成田国際空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定し、及び次のように第一種区域の指定を解除する。

令和二年三月二十四日  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 第一種区域の指定をする区域

(千葉県成田市古込字古込一番地)に据え置いて縦覧に供する図面に成田国際空港に係る第一種区域として示す部分

千葉県成田市水掛、同市安西、同市磯部、同市飯岡、同市幡谷、同市久住中央二丁目、同市久住中央三丁目、同市久住中央三丁目、同市久住中央四丁目、同市大生、同市成毛、同市西和泉、同市東和泉、同市小泉、同市新泉、同市十倉三、同市長田、同市堀之内、同市駒井野、同市取香、同市新川、同市西大須賀、同市四谷、同市猿山、同市滑川、同市大菅、同市名古屋、同市土室、同市大室、同市三里塚、同市山武市松尾町八田、同県香取郡多古町五反田、同町千田、同町牛尾、同町喜多、同町飯笹、同町喜多井野、同町喜多大原、同町林、同町水戸、同町船越、同町島、同県山武郡芝山町殿部田、同町宮崎、同町高谷、同町山中、同町境、同町下吹入、同町上吹入、同町小原、同町山田、同町飯櫃、同町大里、同町岩山、同町菱田、同町香山新田、同町大台、同町小池、同県山武郡横芝光町谷台、同町木戸台、同町小堤、同町寺方、同町曾根合、同町於幾、同町坂田、同町坂田池、同町取立、同町横芝、同町古川、同町両国新田、同町宝米、同町市野原、同町傍示戸、同町富下、同町虫生、同町長倉、同町牛熊、同町栗山、同町新井、同町芝崎、同町宮川、同町中台、同町姥山、茨城県稲敷市柴崎、同市戊渡、同市伊崎、同市小野、同市太田、同市南太田、同県稲敷郡河内町長竿、同町田川、同町片卷、同町和銅谷、同町下加納及び同町金江津

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図に示す部分に限る。

○国土交通省告示第四百九号  
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、成田国際空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定し、及び次のように第一種区域の指定を解除する。

令和二年三月二十四日  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 第一種区域の指定をする区域

(千葉県成田市古込字古込一番地)に据え置いて縦覧に供する図面に成田国際空港に係る第一種区域として示す部分

千葉県成田市水掛、同市安西、同市磯部、同市飯岡、同市幡谷、同市久住中央二丁目、同市久住中央三丁目、同市久住中央三丁目、同市久住中央四丁目、同市大生、同市成毛、同市西和泉、同市東和泉、同市小泉、同市新泉、同市十倉三、同市長田、同市堀之内、同市駒井野、同市取香、同市新川、同市西大須賀、同市四谷、同市猿山、同市滑川、同市大菅、同市名古屋、同市土室、同市大室、同市三里塚、同市山武市松尾町八田、同県香取郡多古町五反田、同町千田、同町牛尾、同町喜多、同町飯笹、同町喜多井野、同町喜多大原、同町林、同町水戸、同町船越、同町島、同県山武郡芝山町殿部田、同町宮崎、同町高谷、同町山中、同町境、同町下吹入、同町上吹入、同町小原、同町山田、同町飯櫃、同町大里、同町岩山、同町菱田、同町香山新田、同町大台、同町小池、同県山武郡横芝光町谷台、同町木戸台、同町小堤、同町寺方、同町曾根合、同町於幾、同町坂田、同町坂田池、同町取立、同町横芝、同町古川、同町両国新田、同町宝米、同町市野原、同町傍示戸、同町富下、同町虫生、同町長倉、同町牛熊、同町栗山、同町新井、同町芝崎、同町宮川、同町中台、同町姥山、茨城県稲敷市柴崎、同市戊渡、同市伊崎、同市小野、同市太田、同市南太田、同県稲敷郡河内町長竿、同町田川、同町片卷、同町和銅谷、同町下加納及び同町金江津

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図に示す部分に限る。

○国土交通省告示第四百九号  
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、成田国際空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定し、及び次のように第一種区域の指定を解除する。

令和二年三月二十四日  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 第一種区域の指定をする区域

(千葉県成田市古込字古込一番地)に据え置いて縦覧に供する図面に成田国際空港に係る第一種区域として示す部分

千葉県成田市水掛、同市安西、同市磯部、同市飯岡、同市幡谷、同市久住中央二丁目、同市久住中央三丁目、同市久住中央三丁目、同市久住中央四丁目、同市大生、同市成毛、同市西和泉、同市東和泉、同市小泉、同市新泉、同市十倉三、同市長田、同市堀之内、同市駒井野、同市取香、同市新川、同市西大須賀、同市四谷、同市猿山、同市滑川、同市大菅、同市名古屋、同市土室、同市大室、同市三里塚、同市山武市松尾町八田、同県香取郡多古町五反田、同町千田、同町牛尾、同町喜多、同町飯笹、同町喜多井野、同町喜多大原、同町林、同町水戸、同町船越、同町島、同県山武郡芝山町殿部田、同町宮崎、同町高谷、同町山中、同町境、同町下吹入、同町上吹入、同町小原、同町山田、同町飯櫃、同町大里、同町岩山、同町菱田、同町香山新田、同町大台、同町小池、同県山武郡横芝光町谷台、同町木戸台、同町小堤、同町寺方、同町曾根合、同町於幾、同町坂田、同町坂田池、同町取立、同町横芝、同町古川、同町両国新田、同町宝米、同町市野原、同町傍示戸、同町富下、同町虫生、同町長倉、同町牛熊、同町栗山、同町新井、同町芝崎、同町宮川、同町中台、同町姥山、茨城県稲敷市柴崎、同市戊渡、同市伊崎、同市小野、同市太田、同市南太田、同県稲敷郡河内町長竿、同町田川、同町片卷、同町和銅谷、同町下加納及び同町金江津

二 第二種区域の指定をする区域

令和二年国土交通省告示第百十二号(以下単に「告示」という。)に掲げる成田国際空港の着陸帯B及びB'(以下単に「着陸帯B及びB'」という。)

この告示は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四号の規定は、令和三年四月一日から施行する。

第三種区域の指定をする区域
中心線B上の着陸帯B及びB'の北側末端から着陸帯B及びB'の外側へ三十四メートルの地点において中心線Bと直角をなす直線上同地点から八十八メートルの距離を有する二つの点のうち東側の地点を(リ)と、西側の地点を(ヌ)とし、中心線B上の着陸帯B及びB'の北側末端から着陸帯B及びB'の内側へ六十メートルの地点において中心線Bと直角をなす直線上同地点

から百六十五メートルの距離を有する二つの地点のうち東側の地点を(ル)と、西側の地点を(フ)とした場合において(リ)、(ル)、(ヌ)及び(リ)の点を順次結んだ線により囲まれた区域

第一種区域の指定を解除する区域
次に示す区域のうち成田国際空港株式会社に係る第一種区域として示す部分
千葉県成田市多良貝、同市一畝田、同市川上、同市南三里塚、同市本城、同県富里市御料及び同県山武郡芝山町岩山

国土交通省告示第四百十号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十八号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和二年三月二十四日

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
竜川
二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和三十三年建設省告示第百七十九号で指定した龍川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県岩手郡雫石町橋場龍川
六十四番一 一号から三号まで
○国土交通省告示第四百十号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十八号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和二年三月二十四日

京都市綾部市上杉町
矢ノ谷 二九番一
三〇番一
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を平成八年建設省告示第六百五十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域(イに掲げる土地、平成三年建設省告示第二百十九号で指定した同号十一に掲げる土地の区域及び平成四年建設省告示第六百三十七号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。)

京都市綾部市上杉町
東寺口 二六番 一号及び二号
三三番一 三号
大門 一番 四号及び五号
三番 六号
矢ノ谷 二八番 七号

○東北地方整備局告示第五十三号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和二年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月二十四日

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線 名 四号
(三) 道路の区域
(四) 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和二年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月二十四日
東北地方整備局長 佐藤 克英

○国土交通省告示第四百十二号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六条第一項の規定により、次の土地において、令和二年から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和二年三月二十四日
国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 竜川
イ 昭和三十三年建設省告示第百七十九号で指定した龍川に掲げる土地の区域
ロ 次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイに掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県岩手郡雫石町橋場龍川
六十四番一 一号から三号まで

Table with columns: 変更前, 敷地の幅員, 延長, 備考. It lists land parcels with their dimensions and survey details.

Table with columns: 区, 変更前, 敷地の幅員, 延長, 備考. It lists land parcels with their dimensions and survey details.